

日・EU経済統合の実現を目指して  
—日・EU EPAに関する第二次提言—

2009年4月14日  
(社)日本経済団体連合会

I. 基本的な認識	1
II. 前回提言後の状況	1
III. 経済統合のための新たな枠組み	3
(1) 経済関係を包括的にカバーするものであること	3
(2) 高い水準の自由化を実現するものであること	3
(3) 安定的な事業環境を実現するものであること	4
(4) 第三国との経済関係強化にも寄与するものであること	4
(5) 日・EU双方の構造改革を促進するものであること	4
(6) 政治・文化面の関係強化にも寄与するものであること	5
IV. 経済統合の実現に向けた規制面の協力	5
(1) ヒト〔協力の方向性：ビジネスパーソンの移動の円滑化〕	5
(2) モノ〔協力の方向性：関税以外の障壁の引下げ〕	6
① 技術的貿易障壁の引下げ	6
ア) 規格・基準の調和	6
イ) 相互承認	6
ウ) 透明性の確保	7
② 技術の普及	7
ア) 技術の標準化	7
イ) 技術進歩を踏まえた制度等の見直し	7
③ セキュリティの確保	8
(3) 資本・サービス〔協力の方向性：規制の現状維持・透明性の確保〕	8
(4) 情報・知識〔協力の方向性：特許の相互承認、模倣品等の取締り〕	8
(5) 政府調達〔協力の方向性：情報入手の容易化、透明性の確保〕	9
(6) 競争〔協力の方向性：具体的措置等に関する事前通報の義務化〕	9
V. 経済統合の実現に向けた協力の推進体制	9

## I. 基本的な認識

- (1) 世界最大の単一市場を形成するEU<sup>1</sup>は、日本にとって、米国、中国に次ぐ輸出先であり、米国に次ぐ投資先である<sup>2</sup>。また、EUは、民主主義、法の支配、市場経済といった基本的な価値観を共有する重要なパートナーである。近年、日本とEUは、貿易摩擦の激しかった1980～90年代初に比して良好な経済関係を維持する一方、日本においては、東アジアにおける貿易・投資関係の発展、EUにおいては、自身の拡大と深化などもあって、相互の関心が相対的に低下していたことは否めない。
- (2) しかしながら、日本にとって、国際経済社会において存在感を高めるEUとの緊密な経済関係を安定的に支え、更に発展させるための法制的な基盤を整えることは重要な課題である。EUにとっての日本は、貿易・投資の数字上、日本にとってのEUほど依存度は高くないが<sup>3</sup>、世界の成長センターとして期待される東アジアにおいて、価値観を共有する先進国である日本との経済関係は、引き続き重要な位置を占めるものと考えられる。
- (3) そのような折、EUは、ダイナミックに発展するアジアとの経済関係の構築に後れをとってはならないとの認識から、2006年10月に新たな通商戦略<sup>4</sup>を策定、韓国、インド、ASEANとの自由貿易協定（FTA）交渉を開始した。上記のような基本的な認識の下、経団連では、既に3年前に提言「欧州統合と日欧経済関係についての基本的考え方」<sup>5</sup>をとりまとめ、統合を進めるEUとの経済関係強化の方途に関する考え方を明らかにしていたが、EUのこうした動きを受け、2007年6月に改めて提言「日EU経済連携協定（EPA）に関する共同研究の開始を求める」<sup>6</sup>を公表した。それは、EU市場をめぐる韓国企業との競争においてわが国企業が不利な状況に置かれるとの懸念を背景に、EUとのEPA締結の必要性について、わが国経済界の関心事項を中心にとりまとめたものであった。

## II. 前回提言後の状況

- (1) EUと韓国とのFTA交渉は既に回を重ねており<sup>7</sup>、前回提言とりまとめの直接の動機となった、わが国企業が国際競争上不利な状況に置かれるとの懸念が早晚現実化するものと予想される。わが国政府として、EUとの経済関係の更なる発展を促すための基盤づくりを「将来の課題」<sup>8</sup>としてではなく、当面の課題と位置づけ、EUとの間で具体的な作業に取りかかるべき時であり、これ以上先送りする理由は見当たらない。むしろ、具体的な目標の下で

作業を進めることを通じてEUの制度・ルールに対する理解を深めることが有益であり、この点はEU側においても同様である。

- (2) 加えて、昨年来の金融・経済危機を背景に保護主義の圧力が世界的に強まり、また、WTOドーハ・ラウンド交渉の先行きが容易に見通せない中であって、二国間あるいは地域間で、経済活動全般にわたって、より自由で安定的なビジネス環境を整えることは、経済的な利益を確保するために必要であるばかりでなく、自由貿易重視の姿勢を世界に対して示し、ドーハ・ラウンド交渉の推進にも寄与することになると考えられる。
- (3) さらに、企業活動のグローバル化がますます進展する中、国境を越えるヒト、モノ、資本、サービス等の自由な移動を確保するため、各国・地域は、貿易障壁の削減・撤廃にとどまらず、互いに異なる制度・ルールの改善・調和を通じて経済の統合度を深めることによって、競争力・成長力を高めようとしているのが現状である。EUの市場統合は、その先駆的な営みであり、その経験がEUの国際ルールの形成力に結びついている。また、成長と雇用の創出を目指すリスボン戦略は域内市場の一層の拡大と深化を目指すものである。このような営みは域内にとどまらず、2007年4月には米国との間で大西洋経済統合のプロセスに着手、昨秋にはカナダとの間で経済連携を強化するための協定の交渉開始の準備に合意したところである<sup>9</sup>。さらに、今次金融・経済危機は、各国・地域毎の制度・ルールの相違が競争を歪曲するのみならず、リスクを増幅させることを示している。
- (4) わが国のEPAは、その名が示すとおり、本来、関税の撤廃・削減のみならず、相手国との間で広範な分野において経済の連携度合いを高めようとするものであり、国内規制の撤廃や各種経済制度の調和などを含むものであるが、これまでに締結したEPAは、相手国との経済発展水準の相違もあって、必ずしも制度・ルールの改善・調和にまで踏み込んだものではなかった。この点、先般、先進国との間で初めて署名したスイスとのEPA<sup>10</sup>は、投資、サービス、知的財産に関し高いレベルの成果を得たほか、わが国のEPAとして初めて電子商取引に関する章を設けるとともに、原産地証明制度について認定輸出者による自己証明制度を導入するなど制度・ルールの改善・調和まで踏み込んだ内容となっている。これを経済統合型EPAの嚆矢として他国とのEPAにおいて更に発展させていく必要がある。
- (5) 以上、前回提言とりまとめ以降の約2年間の状況を踏まえれば、日・EU経済関係の新たな枠組み構築の必要性はますます高まっており、先進国同士、その内容も国境措置の低減にとどまらず、制度・ルールの改善・調和まで踏み込んだ経済の統合を目指すべきものと考えられる。前回の提言で主張したとおり、日本の経済界としては、工業品に対するEUの高関税の撤廃等を重

視している。これに対し、EU側は関税の問題は日・EU間ではなく、WTOで取りあげるべき課題であるとして見解を異にしてきたが<sup>11</sup>、経済統合を目指す中で関税と関税以外の障壁の撤廃・削減を一体的に進めることによって、win-winの関係を構築する必要がある。

(6) なお、東アジアおよび環太平洋においても、近年、経済連携の強化に向けた取組みが進展している。日本は、ASEAN加盟10か国中6か国と二国間のEPAを締結済みであり、また、ベトナムとのEPAの発効を待つばかりである。これらに加え、ASEAN全体との包括的経済連携(AJCEP)も2008年12月に発効、これと他のASEAN+1<sup>12</sup>を礎石に東アジア経済統合を推進することは、東アジア諸国が域外需要に過度に依存する経済構造から脱却し、生産基地としてのみならず一大消費地として更なる発展を遂げる上で重要である<sup>13</sup>。米国は、アジア太平洋自由貿易圏構想(FTAAP)を提唱する一方、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)<sup>14</sup>の交渉に乗り出している。このような中、EUとしても、アジアにおいて国際ルールに則った安定的なビジネス環境を実現する上で、日本を一つの経路としてアジアとの繋がりを深めておくことは有益と考えられる。

### Ⅲ. 経済統合のための新たな枠組み

上記Ⅰ、Ⅱを踏まえれば、今後わが国がEUとの間で実現を目指すべき新たな枠組みは「経済統合型EPA」<sup>15</sup>とも呼ぶべきものであり、以下の諸点を満たすことが期待される。

#### (1) 経済関係を包括的にカバーするものであること

ヒト、モノ、資本、サービス等の移動について広くカバーし、①モノの貿易に関する関税の撤廃・引下げ、原産地規則、税関手続の簡素化、②投資のルールの改善・自由化、③サービス貿易の自由化、④知的財産の保護、⑤反競争的行為の規制、⑥政府による調達行為に関する規律など、わが国がこれまで締結してきたEPAの基本構成要素を盛り込むとともに、例えば、スイスとのEPAで新たに導入した認定輸出者による自己証明制度や新たに章を設けた電子商取引等についても規定すべきである。

#### (2) 高い水準の自由化を実現するものであること

保護主義の圧力が強まる中、自由貿易の推進に積極的に取り組んでいく姿勢を対外的に示すためにも、一層の関税撤廃・引下げを行う必要がある。また、

環境親和性物品の関税撤廃等についても規定すべきである。さらに、輸入を実質的に制限している非関税障壁が存在する場合には、それらの解決も目指す必要がある。以上の他、WTO協定等が既に存在する場合には、それらを踏襲するにとどまらず、それらを上回る内容を規定すべきである。

### (3) 安定的な事業環境を実現するものであること

企業にとって、できる限り自由な事業環境が確保されることが不可欠であると同時に、それが予見可能で安定的なものであることが重要である。金融・経済危機を契機に国内雇用や自国産業の保護等を目的とする制度・ルールの変更が散見される今日にあっては尚更、貿易救済措置および競争法の適用ならびに外国投資および国内事業に係る規制・制度の改変などにあたって、事前の通報・協議の仕組みを規定しておく必要がある。

### (4) 第三国との経済関係強化にも寄与するものであること

日・EUが共同で設計またはそれぞれの既存のものを調和させた制度・ルール、あるいは、共同で開発または標準化した技術について、第三国の事情にも配慮しつつ普及させていくことは、各国独自の制度・ルールや規格・基準の乱立に起因する企業の生産・取引コストの上昇を抑えるばかりでなく、製品等の価格の低下を通じて日・EUおよび第三国の消費者にもメリットが還元されることになる。新たな枠組みは、これらを促進する触媒としての役割を目指すべきである。

### (5) 日・EU双方の構造改革を促進するものであること

わが国政府のEPA基本方針<sup>16</sup>にあるとおり、EPAの意義の一つにわが国および相手国・地域の構造改革の推進がある。わが国経済の高付加価値化やサービス産業等<sup>17</sup>の生産性向上にとって、海外の人材・技術・資金等を取り込むことは不可欠であり、そのためには国内規制・制度の改善、国際的調和等が求められる。一方、EUにおいては、イノベーションの推進、知識の自由な流通、行政コストの削減、サービス市場の統合、人材の育成・高度技能者の受入れなどによって、成長と雇用の創出につなげようとしている<sup>18</sup>。新たな枠組みは、経済統合を通じてこれら構造改革の推進に資するものであるべきであり、中長期的に双方にとってメリットのあるものでなければならない。そのような目的に資するため、制度・ルール等について継続的な改善、段階的な調和を可能とすべく、日本の従来EPAにも規定されているように、必要に応じて各分野に特化した小委員会を設置し、協議を続ける必要がある<sup>19</sup>。

なお、日・EU間の経済関係を強化するにあたって、EU加盟国毎に制度・

ルールが異なっていることがその障害となることがあるが、それらについても日・EU間の問題として新たな枠組みの中で解決を目指す必要がある。

#### (6) 政治・文化面の関係強化にも寄与するものであること

以上、(1)～(5)を実現することによって、日・EUの経済関係は、その幅を広げ、厚みを増すことが期待される。そのような経済関係の蓄積は、「日・EU協力のための行動計画」(2001年12月)<sup>20</sup>が目標に掲げた「平和と安全」や「人的・文化的交流」の促進にもつながり、経済関係の更なる発展を支える基礎を提供することになる。

EPA自体、その締結に向けて相互の制度・ルールやその背景にある文化に対する理解をも促すプロセスとして位置づけられるが、下記IVに例示するような規制面の協力を更に進め、経済統合を実現する上で日・EU間の人材交流を一層促進することも有益と考えられる。

### IV. 経済統合の実現に向けた規制面の協力

経済統合を実現するためには、欧州における市場統合と同様、ヒト、モノ、資本、サービスの自由化が必要であり、これに情報・知識を加えた5分野<sup>21</sup>において、より自由な移動を可能とする環境を創造する必要がある。以下は、それに向けた規制面を中心とした事例について協力の方向性を示そうとするものである。

なお、以下に掲げる事項の中には短期間で合意するのは難しい課題もあると考えられることから、日・EU規制改革対話等における議論・成果を土台に現段階から日・EU共同して検討を進める必要がある。なお、以下に取りあげる事項ははじめ関税以外の障壁の撤廃・削減は、関税障壁の撤廃・削減とバランス良く進められるべきである。

#### (1) ヒト〔協力の方向性：ビジネスパーソンの移動の円滑化〕

EUが日本に対して廃止を求めている再入国許可制度<sup>22</sup>に関しては、新たな在留管理制度<sup>23</sup>の下で、在留カードの交付を受けた者について、原則としてこれら許可とは別に許可を受けることなく一定期間内の再入国が可能となる見込みである。他方、日本がEUに改善を要請している滞在労働許可手続<sup>24</sup>について、欧州委員会は、滞在労働許可の手続の調和、簡素化を検討中である。

このように双方が指摘してきた問題については解決に向けて一定の方向性が

打ち出されているが、今後、投資・ビジネス環境をさらに改善し、経済の統合を促す観点からは、例えば、EUで検討されている滞在労働許可の手續の簡素化、企業内転勤者の負担軽減、高度技能労働者の受入れ推進等を踏まえ、雇用主である企業に着目する形<sup>25</sup>で、ビジネス上の移動について、可能な限りの自由を確保する方向で日・EU（EUの移民政策の適用除外となっている英国、アイルランド、デンマークを含む）間の調整・協力を進めるべきである。

## (2) モノ〔協力の方向性：関税以外の障壁の引下げ〕

関税障壁が撤廃・削減されるのに従い、経済の統合にあたって以下に示すような関税以外の障壁の引下げが重要性を増すものと考えられる。

### ① 技術的貿易障壁の引下げ

#### (7) 規格・基準の調和

技術的貿易障壁を引下げする方法として、日・EU間で一つの規格・基準を策定する、あるいは相互の規格・基準を調和させることがある。後者については、適切な国際規格・基準が存在する場合、それを軸に調和を進めることが考えられる。

例えば、日・EU規制改革対話において、EUは、日本における新薬申請の臨床実験の相談内容や審査・承認にかかる時間を問題視している<sup>26</sup>。EU側が指摘している事項のうち、GCP（臨床試験実施基準）の国際的基準との整合性の確保は、規格・基準の調和の一例である。また、医療機器についても、欧米で承認されている医療機器が日本では承認審査の遅れなどから未承認のため、国民に提供されるまでの期間が長いと言われており、EU側は、医薬品の場合と同様、GCPの国際的基準との整合性の問題を指摘している。

#### (4) 相互承認

現行の日・EC相互承認協定（MRA）の活用度が必ずしも高くないとの指摘があるが、相互承認の対象が相手国・地域が行う適合性評価の結果にとどまっていることがその理由の一つとして考えられる<sup>27</sup>。そこで、相互承認の対象を規格・基準そのものとする、即ち相手の規格・基準が自国のそれと同等であると看做すことが考えられる。

例えば、建設材料に関する規格の相互承認がEU側から問題提起されている。EU側は、日本に輸出される建設材料は、欧州と日本双方の規格に適合しているか否か試験を受けなければならないが、欧州には、日本向けの建設材料の規格適合性を評価する試験機関はほとんどないためにコスト増となっていると指

摘しており、建設材料に関する J A S / J I S 規格と E N 規格の相互承認を目指すべきと主張している。また、日・E U 規制改革対話で日本側が問題提起していた有機農産物に関する規格については、相互の規格・基準の同等性の承認という形で問題の解決が図られつつある。

なお、既に日・E C 相互承認協定の対象となっている分野<sup>28</sup>について利用実態を調査し、その結果に基づき改善方策を検討・策定すべきである。

#### (ウ) 透明性の確保

規格・基準の調和、相互承認によらない場合であっても、少なくとも事前の十分早い段階での通報、規格・基準等の公表等によって透明性を確保すべきである。

例えば、規制改革対話において、日本政府は E U に対し、環境分野における規制が企業にとって過度に負担となり、健全な経済活動の阻害要因あるいは貿易障壁となることのないよう要望しているが、それら規制の見直し等にあたっては、上記のような透明性の確保が不可欠である。

### ② 技術の普及

#### (7) 技術の標準化

日・E U 間の緊密な対話・連携を基にした技術の標準化とその第三国への普及によって日・E U 双方の産業競争力の向上を図るべきである。例えば、今後、物流の効率化や偽造品の流通対策などに有効と考えられる R F I D、生体認証に関わる技術等、多くの新技術の実用化にあたって、国境を越えた標準化が必要と考えられる。そのため、日・E U 政府・企業が参画する、新技術開発の検討・実証実験を共同で実施していくための枠組みを設置することが考えられる。特に後述の A E O 等の国際物流に関わる分野や、生体認証を活用した入国管理、金融決済のシステム等では、このような取組みにより開発された技術を双方が承認し自由に使用できる環境を作ることができれば、両地域の企業にとっても当該技術を使用した製品の市場が広がり、ひいては日欧間の関連する制度の調和にもつながることが期待される。

#### (イ) 技術進歩を踏まえた制度等の見直し

日・E U 規制改革対話で日本側が問題提起している E U の私的複製課徴金制度は、アナログ複製機の時代に、著作物の私的複製に対する補償の手段として導入されたものであるが、近年、デジタル技術の発展に伴い、その対象の多くはデジタル機器・媒体となっている。一方、代替的な保護手段としてのデジタル著作権管理 (D R M) 技術も発展しており、こうした技術進歩を踏まえた制

度の縮小・廃止を含めた見直しが必要である。

また、技術進歩に伴う関税分類上の問題について、事前協議の仕組みを整えるべきである。

### ③ セキュリティの確保

国際貨物のセキュリティ確保と貿易の円滑化の両立を図る制度として、日本には特定輸出申告制度を柱とする日本版AEO制度がある。EUにも同様の制度があるが、制度間の相互承認が行われていないため、通関手続き上のメリットを受けるためには、日・EU双方で認定を受ける必要がある。

サプライチェーンの安全を強化するとともに、物流のリードタイムをできる限り短縮する上で、迅速な貨物の引取り、貨物検査の軽減等を可能にするAEO制度を実効あるものとするのが急がれる。相互承認の実現に向けた協議<sup>29</sup>を加速化し、企業側の過度の負担につながらないようにするとともに、制度の不断の見直しを行うための枠組みを設けるべきである。

なお、EUは、2009年7月以降に国際海上コンテナ貨物情報の船積24時間前までの通知制度<sup>30</sup>を実施する予定であり、同制度が日本からEU域内への物流に与える影響を軽減するためにも相互承認が必要である。

### (3) 資本・サービス〔協力の方向性：規制の現状維持・透明性の確保〕

既に自由化が行われている場合は、それが将来にわたって維持されるよう、また、最恵国待遇・内国民待遇の付与等の自由化を留保する場合は、規制を現行よりも制限的なものにしないよう、現状維持義務を課すべきである。

また、国内における規制の導入・改変にあたって早期に意見照会を行うよう規定すべきである。また、法律事項の変更については、法案段階で早期に通報を行うこととすべきである。

### (4) 情報・知識〔協力の方向性：特許の相互承認、模倣品等の取締り〕

特許審査ハイウェー<sup>31</sup>を発展させ、特許の相互承認を進めるべきである。

また、模倣品・海賊版の取締りや罰則強化など実効的なエンフォースメントを確保するとともに、第三国における模倣品・海賊版対策に関する協力など質の高い知的財産権保護に関する規定を盛り込む必要がある。

#### (5) 政府調達〔協力の方向性：情報入手の容易化、透明性の確保〕

基準額の引下げなどWTO政府調達協定を超える内容を盛り込むべく検討を行う必要がある。また、日本では、中央政府の入札情報は官報に掲載され、電子的にも入札可能であるが、地方の入札情報は様々な種類の官報（県報、市報など）に掲載される等、一元化されておらず、全国の入札公示（中央、地方等）を網羅した電子アクセスポイントを設定し、英文でも入札情報入手可能とすべきとのEU側の指摘を踏まえ、ICTを活用したアクセスポイントの一元化など手続の簡素化、透明性向上に取り組むべきである。

#### (6) 競争〔協力の方向性：具体的措置等に関する事前通報の義務化〕

なお、競争法の適用に関する紛争の回避・軽減のため、競争当局が具体的な決定や措置を行う前に他方の競争当局に通報を義務づけることによって、他方による協議の申入れが可能となるよう、日本の従来のEPAと同様の規定を置く必要がある。

### V. 経済統合の実現に向けた協力の推進体制

上記IVの協力事項はあくまで例示であり、経済統合を進めるためには、より広範な分野における制度・ルールが調整の対象となると考えられることから、日・EU双方とも首脳レベルの関与の下で官民一体となった取り組みが求められる。

具体的には、民間からの要望・意見を踏まえ、日・EU首脳間で協力分野および具体的な作業工程に合意するとともに、双方の閣僚が主宰する協議体を設置し、作業の管理、推進に当たるべきである。具体的な措置については、同協議体からの報告に基づき、首脳間で決定することとすべきである。

以上のような体制を早急に整えるべく、まずは、来るべき日・EU首脳協議において、上記IVに掲げた規制面の協力をはじめ、新たな枠組み構築に向けた作業の開始に合意すべきである。その上で遅くとも「日・EU協力のための行動計画」が期限を迎える2010年末を目途に新たな枠組みに合意し、次期計画の中核にそれを位置づけるべきである。

日本経団連としても、ビジネス・ヨーロッパ等欧州産業界との協議を進めるなど推進体制の一角を担っていく。

- 
- <sup>1</sup> 名目GDP 19兆1,951億米ドル（2008年）、世界に占める割合 30.9%（IMF）
- <sup>2</sup> 輸出総額に占める割合は、米国が 17.5%、中国が 16.0%、EUが 14.1%、ASEANが 13.2%（2008年、貿易統計）。対外直接投資残高に占める割合は、米国が 31.9%、EUが 26.6%、ASEANが 11.2%（2007年末）。因みに対内直接投資残高に占める割合は、EUが 41.2%で第1位。（本邦対外資産負債残高統計）
- <sup>3</sup> EUの輸出総額（2007年）に占める日本の割合は 3.53%で米国、スイス、ロシア、中国、トルコに次いで第6位、輸入総額に占める割合は 5.48%で中国、米国、ロシアに次いで第4位。2006年の対日直接投資残高は 755億ユーロ、日本からの対内直接投資残高は 993億ユーロ。（いずれもEurostat）
- <sup>4</sup> “Global Europe: Competing in the World” (October 4, 2006)  
[http://ec.europa.eu/trade/issues/sectoral/competitiveness/global\\_europe\\_en.htm](http://ec.europa.eu/trade/issues/sectoral/competitiveness/global_europe_en.htm)
- <sup>5</sup> <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/017.html>  
<http://www.keidanren.or.jp/english/policy/2006/017.html>
- <sup>6</sup> <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/050.html>  
<http://www.keidanren.or.jp/english/policy/2007/050.html>
- <sup>7</sup> 2007年5月に交渉開始以降、8回にわたって交渉。直近は2009年3月。
- <sup>8</sup> 「2010年に向けたEPA工程表」（「経済財政改革の基本方針2008」（2008年6月27日閣議決定）の別表）においては、EUに関する構想について、「将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日EUの経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論を踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国、EUとともに、準備を進めていく」とされているところ。  
<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2008/decision080627.pdf>  
“Economic and Fiscal Reform 2008” (June 27, 2008)
- <sup>9</sup> 例えば、「欧州経済回復計画」（2008年11月26日）では、市場開放努力の一環として大西洋経済協議会等を通じた米国新政権との関係の緊密化、カナダや日本など主要先進国との、より効果的な規制面の協力が必要としているところ。  
[http://ec.europa.eu/growthandjobs/pdf/european-dimension-200812-annual-progress-report/200812-annual-report\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/growthandjobs/pdf/european-dimension-200812-annual-progress-report/200812-annual-report_en.pdf)  
リスボン戦略の対外的な側面としては、外国市場へのアクセス改善と実効性ある規制面の協力の枠組みの構築を目指しており、日本との関係においては、非関税障壁が最も重要な課題であり、規制面の協力を進める必要があるとしているところ。  
<http://ec.europa.eu/growthandjobs/pdf/european-dimension-200812-annual-progress-report/COM2008874EN.pdf>
- <sup>10</sup> 2009年2月19日署名。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_swit/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/index.html)
- <sup>11</sup> BUSINESSEUROPE, “A New EU-Japan Framework for Cooperation” (25 March 2008)、「日本・EUタスクフォース合同報告書」（2008年7月2日）を参照。  
<http://www.buinesseuropa.eu/DocShareNoFrame/docs/8/EENDPHICMEFJE0BCJDPJGACFPDBW9DBKTN9LTE4Q/UNICE/docs/DLS/2008-00476-E.pdf>  
<http://eujapan-live.ashleyassociates.co.jp/data/current/dataobj-192-datafile.pdf>
- <sup>12</sup> 中・ASEAN（2005年物品分野発効、2007年サービス分野発効、2008年投資分野合意）、

---

韓・ASEAN (2007年物品分野発効)、印・ASEAN (2008年8月物品分野妥結)、豪・NZ・ASEAN (2009年2月署名)

<sup>13</sup> 日本経団連提言「東アジア経済統合のあり方に関する考え方ー経済連携ネットワークの構築を通じて、東アジアの将来を創造するー」(2009年1月20日)参照。

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/006/index.html>

<sup>14</sup> Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement

シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国による経済連携協定として2006年に発効。2008年9月に米国が交渉への参加を表明。11月には豪州、ペルーも参加を表明。

<sup>15</sup> 日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(日欧産業界によるビジネス対話の枠組み)による2007年度の提言(2007年6月4日)においては、「日・EU間の経済統合協定(EIA: Economic Integration Agreement)とも言うべきもののフィージビリティを調査するためのタスクフォースを産業界の支援の下に設置することを提言する。これは規制改革の協力強化、知的財産権、貿易拡大、および投資環境改善のようなビジネスにとっての優先課題を含む質の高い経済協定であるべきである」と指摘されており、従来のEPA/FTAを超えた、幅広い分野での日EU間の経済連携の必要性を提言。同提言を受け、「日・EU経済統合協定(EIA)検討タスクフォース日本側中間報告」(2008年2月15日)、さらには「日本・EUタスクフォース合同報告書」(2008年7月2日)が民間ベースで取りまとめられたところ。

<sup>16</sup> 「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(2004年12月21日、第3回経済連携促進関係閣僚会議決定)

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin\\_0412.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html)

<sup>17</sup> 農業分野の構造改革とEPAに関する経団連の考え方については、例えば「わが国の総合的な食料供給力強化に向けた提言」(2009年3月17日)を参照。

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/023/index.html>

<sup>18</sup> 例えば、再生リスポン戦略の2008~2010年の3か年計画を決定した2008年3月の欧州理事会議長総括を参照。

[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_Data/docs/pressdata/en/ec/99410.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/ec/99410.pdf)

<sup>19</sup> 例えば、マレーシアとのEPAでは、物品の貿易、原産地規則、税関手続、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、衛生植物検疫措置、投資、サービス貿易、知的財産、ビジネス環境整備等について協議メカニズムとして小委員会の設置を規定。

<sup>20</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keikaku.html>

<sup>21</sup> 再生リスポン戦略の2008~2010年の3か年計画では、the free movement of knowledgeを“fifth freedom”と位置づけているところ。

<sup>22</sup> 日本に在留する外国人が、許可されている在留期間内に一時的に日本を離れて、本国または第三国へ出国した後に再び日本に入国して従前と同一の資格で在留しようとする場合、出国前に再入国許可の取得が必要。再入国許可を受けずに出国した場合には、出国前に有していた在留資格と在留期間が消滅。EU側は、既に在留許可を取得している外国人に対して再入国許可の取得を義務付けるのは重複であり、手続上・コスト上の負担が大きいため、再入国許可制度を廃止すべきと主張。

<sup>23</sup> 第五次出入国管理政策懇談会報告書「新たな在留管理制度に関する提言」参照。

<sup>24</sup> 滞在労働許可を取得するための手続が複雑で時間を要するため、企業内転勤者の赴任先における生活基盤の立上げが遅れる、赴任当初、家族の同伴ができないといった状況が発生。日本としてはこれまで各国当局と個別に協議することによって、発給の迅速化、提出書類の簡素化、窓口対応の統一など手続の改善を推進。

<sup>25</sup> APECには、APECビジネス・トラベル・カード（ABTC：短期商用目的で入国・滞在する際、旅券およびABTCのみで入国が可能（査証不要））制度あり。適正な経済活動を行っていると思われるビジネス関係者に関して制度参加国・地域が相互に査証に係る事務負担を減らす試みが行われているところ。

<sup>26</sup> 医薬品について、日本においては、平均して世界初上市から約4年遅れて上市されており、最も遅れの少ない米国と比較して約2.5年の開きあり（世界売上トップ100製品が初めて上市されてから各国で上市されるまでの期間）。これに対し、現在のところ、国内での通常品目の総審査期間を1年間短縮するなど2011年度までに上市までの期間を2.5年間短縮するとの方向性が打ち出されているところ。

<sup>27</sup> 日本からEUへの輸出を想定した場合、EUの法令に基づき日本政府の認定を受けた日本の適合性評価機関がEUの基準によって適合性評価を行った日本製品を輸入国であるEUが受け入れるという形（委任指定型）での相互承認においては、一方の政府（この場合は日本政府）は相手国の法令に通じていることが必要。また、EU当局によりEUの法令による認定を受けた日本の適合性評価機関が評価した日本製品をEUが受け入れる形（域外指定型）の場合、EU当局による認定を受けようとする日本の適合性評価機関がどれほど存在するかという問題あり。

<sup>28</sup> 電気通信機器、電気製品、化学品GLP、医薬品GMPの4分野が対象。

<sup>29</sup> 日・EC税関相互支援協定（2008年2月1日発効）に基づく税関協力合同委員会の下に設置されたワーキンググループにおいて、AEO制度の相互承認を早期に実現するための作業を進め、合同委員会に提案を行う予定。

<sup>30</sup> 同制度に関し、税関への貨物情報提供業務プロセスおよびITシステムの技術要件の明確化がなされていないため、同制度を実施するための船社側の準備を完了することができないのが現状。同制度の実施に向けて、税関への貨物情報提供業務プロセスおよびITシステムの技術要件を早期に明確化し、日本政府に通知すべきというのが日本側の主張。

<sup>31</sup> 特許審査ハイウェイは、2008年9月末現在、日米、日韓間で本格的に実施され、日英、日独、日デンマーク間で試行的に実施中。日本特許庁と欧州特許庁間で、現在、特許審査ハイウェイに関する協議が進行中。欧州特許庁は、2008年9月より米国特許庁と特許審査ハイウェイを開始。また、2008年9月に開催された日米欧三極特許庁会合において、欧州特許庁が日本特許庁との特許審査ハイウェイの開始について前向きに検討を行っている旨説明。

以上